

北播磨総合医療センター企業団例規集取扱規程

〔平成22年1月21日〕
〔企業管理規程第8号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団(以下「企業団」という。)の条例、規則、規程その他例規(以下「例規」という。)を集録し、企業団の事務執行上の参考に資するとともに、企業団の円滑な運営を図ることを目的に作成する北播磨総合医療センター企業団例規集(以下「例規集」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(集録内容の更新)

第2条 例規集の集録内容は、毎年3月末日現在の内容で更新するものとする。ただし、必要があると認めるときは、随時に集録内容を更新することができる。

(例規集の貸与又は譲与)

第3条 例規集は、企業団の組織その他企業団に重要な関係を有する官公署及び企業長が必要と認めたものに貸与又は譲与するものとする。

(例規集の取扱い)

第4条 例規集の貸与又は譲与を受けたものは、当該例規集の保全に努めなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、例規集の取扱いに関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成22年1月21日から施行する。